

平成27年11月16日

答申第628号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、(1) 2013年6月全国放送サービス接触動向調査と(2) 2012年6月全国個人視聴率調査について、「① (1)と(2)とのリーチの集計結果が大きく異なる理由、② 10代～40代のリーチが大きく上昇した要因、③ (1)と(2)の集計方法がまったく異なっているのであれば、(1)又は(2)のデータに置き換えた場合のリーチ」の開示の求めがあった。

NHKは、①は開示したが、②と③については文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、録画再生やインターネットを含め放送局が提供する様々なサービスへの接触者率を調査することを目的に始まった「全国放送サービス接触動向調査」と、テレビ・ラジオ番組の視聴状況を調査する「全国個人視聴率調査」は、調査項目、調査方法、調査対象がいずれも異なっており、調査結果を比べることはできない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日(第228回審議委員会)

第642号諮問、審議、答申